

ID: 703

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 保護係

<p>処分の概要</p>	<p>報告又は調査に応じないときの保護廃止等</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>生活保護法 第28条第5項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和25年法律第144号</p>		
<p>【基準】 法第28条第5項の規定による。 （報告、調査及び検診） 第28条 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>